

すぎなみコミュニティカレッジ

講座：『青少年スポーツ指導者への道』

共通科目第2回 「青少年スポーツ活動の指導・引率時の事故防止」

講師：弁護士 菅原 哲郎氏 ほか実践指導者

日本のスポーツ選手の薬の使用に関するドーピングの問題は、スポーツドクターも注目をしています。国体は来年の静岡からドーピング検査を導入することです。子供の頃や青少年も肉体を増強するため、サプリメント（栄養補助食品）の使い方を誤るということもあります。そういうことを含めて、スポーツドクターの先生とよく話す機会があります。

今日は、スポーツ指導におけるリスクマネジメントに関する話をするように言われたので、あわせて話を進めていきたいと思います。

結論から言いますと、だれに聞いても法律の話は面白くない。その中でどうやって法律の臭いを消すか、ということを私はいつも考えているんです。

<安全確保のための6の指針>と、<紛争に対処する6の指針>というのがあります。1番目の安全確保については、事故を防止するためにどうすればいいのか。これは六つぐらいを頭に入れておけばできるでしょう。2番目の“紛争に対処する”とは、自分が相手にケガさせる、自分の子供がケガをする、あるいは、紛争に巻き込まれる、その時にどう対処すればいいのかということです。

これから話す、「前半6ポイント、後半6ポイント」を聞いて理解できれば、今日の話はよかったということになると思います。この資料の後ろの方は、私の講演をまとめたものです。後でざっと読んでいただければいいかなと思います。

-----資料より抜粋-----

<安全確保のための6の指針>

- 1．子供にスポーツルールを守ることを教えよう。（安全指導）
- 2．絶対に子供にケガさせない心構えをもった活動計画の立案と実行をしよう。（安全管理）
- 3．危険を感じたらすぐに安全対策に立ち上がろう。
- 4．最悪を想定し、活動の中止を恐れぬ。
- 5．地域の実情に応じた安全指導マニュアルを創り上げよう。
- 6．保険に加入しよう。

<紛争に対処する6の指針>

- 1．人命救助など果たすべきことをまず果たす。
- 2．事故の事実関係を把握する。
- 3．先例を学ぶ。

- 4 . 説得と論証。
 - 5 . 仲間・父母後援会の信頼を得る。
 - 6 . 自己の行動に正しいという確信を持つ。
-

まずは、＜安全確保のための6の指針＞の方からいきます。
＜スポーツ少年団のリスクマネジメント----「小さな危険と大きな安全」＞と書いてあります。

スポーツ少年団というのは、全国的に小学校の5、6年生が多いのです。どうしても小さな子供たちが、安全にスポーツを楽しめるようになるか、ということで考え出したのが、「小さな危険と大きな安全」という言葉です。

実は、大分地裁の判例で、サッカー事件があります。
どういうことかということ、小学校5年生の体育の授業で、サッカーの試合中に起きた事故。女子は、少年団の団員で、男子はそうじゃなかった。小学校5年生ぐらいだと、女子の方が体力的に上回ります。女子が飛んできたボールを、ゴール目がけて蹴った。普通ならば、男子が、よけるなり、防御するなりして難を逃れる。しかし、偶然、左目に当たり、男子は片目を失明してしまった。スポーツ活動中の純粋な事故なんです。

被害者の方が、加害者、学校を相手に損害賠償請求の裁判を起こしました。どうなったと思いますか。結論をいいますと、加害者に責任はないという判断が下りました。

これは、ルールを守って行ったスポーツ行為に責任はない。体育の授業でサッカーをすることとは、体を使う。読書をしたり、テレビを見たりすることと違って、ケガするかもしれないという前提がある。女子はどうしたかということ、ルールに則って、飛んできたボールを蹴った。それが偶然、男子の左目に当たった。これが悪いとなれば、サッカーは成り立たなくなる。サッカーは、イギリスで始まった、古くから行われているスポーツで、手を使わず、ヘディング、足でキックしてボールをゴールへ入れる。このルールに従ってサッカーをしている限り、罪に問われることはない。

大分地裁の判例は、「もし絶対ケガしないようにヘルメット、防具を身につければ、ケガはなくなる。それは、学校の中に子供を保護する、社会とは切り離された仮想空間を作り出すことになる。学校は病院ではないから、たとえケガをしても、ルールに則ってした行為に責任は負わない」と判断したのです。

1 . 子供にスポーツルールを守ることを教えよう。（安全指導）

サッカーなどのスポーツをすることを通じて、子供たちが「小さな危険」を見分ける能力をつけることが、将来社会人になったときに役立つと思っています。車が来たときによけるとか、もっと法律的な話をすると、「手形詐欺にあうとか、倒産するとか」につながる危機管理（リスクマネジメント）ということで、考えていけばいいんじゃないかと思います。

小さな危険をコントロールする能力を身につけさせよう。スポーツルールを教えることで、ケガの危険はだいぶ少なくなります。高校生に教えるときとは違って、小学生にルールを教えるのは難しいと指導者の方々は言います。指導者が、たばこを吸ってはいけない所で吸うとか、遅刻をするとか。「ルールを守れというけれど、先生たちは守ってないじゃないか。」小学生は、指導者を見てルールを憶えるんです。指導者自らがルールを守って、手本となっはじめて、ついてくるといいます。これが、高校生だとルールを守ること大切だが、間違ったら抗議することも憶えなければならなくなる。しかし、小学生は、まずルールを守ることが大切です。

2. 絶対に子供にケガさせない心構えをもった活動計画の立案と実行をしよう。(安全管理)

計画は必ず立てなければならない。しかし、計画はうまくいかないこともある。事故は計画通りいかないから起こる。どんなに万全に計画しても、偶然に事故が起きることもある。しかし、計画を立てることで、事前に準備できるので、事故のかなりの部分を防ぐことができる。

なぜ裁判になったかということ、骨折などなら元に戻る。法律では、原状回復という言葉を使うんですけど、突き指なんかを心配する必要は全くない。失明するとか、片手を失うとか、原状回復できないときに紛争になる。プールや川へ行ったときの水死事故は、かなり大きな問題になる。

スポーツ少年団も一昨年、谷川岳で土石流が流れて、子供たちが死傷した。けれど裁判にはならなかった。なぜかということ、指導者が亡くなられたからです。指導者が身を挺して、子供たちを守ろうとした。また、別の事例では、「子供だけ死んで、指導者が生き残った」ということもある。これが、指導者としての難しいところです。

川で何人も流されて、死んだという裁判の判例をお話したことがあるんです。私の講演が終わったときに、幼稚園の園長さんで、「実は私もそういう経験がある。」というんです。「ちょっとした川のせせらぎに、幼稚園児を入れて遊ばせていた。川底の藻に足を滑らせて、次々と流された。」その時には、園長先生と職員をしていた息子さんとで、ようやく抑えて、誰も流されないようにした。「子供はあれほど簡単に流されるのかということで、冷や冷やしました。」とおっしゃっていました。

実は、いろいろなスポーツを通じて、指導者の方々には、どこが危険な場合か分かっているといいいます。ですが、一般に公表されることが少ないので知られていない。

「氷山の一角」という言葉を知っていますか。実際に目にする氷山は、海上部分ですが、氷山の大部分は海の中に隠れている。タイタニック号ではないですが、この部分の方が大きい。

世の中には、過去にたくさんのトラブルがあります。でも、裁判の判例としてでてくるのは、氷山一角、ごく一部です。判例の部分で、この隠れた部分を

推測できる。それで、判例を大事にしましょうということになる。

3．危険を感じたらすぐに安全対策に立ち上がろう。

先ほどの幼稚園児が川に流された話ですが、「川に子供を入れても安全なのかな」と園長先生は、ふと思ったそうです。スポーツ指導者は自分が専門にしているスキーとか、サッカーとかの危険はよく分かっているそうです。どういうときに危険なのか。「あれ、あぶないな。あの子とあの子ぶつかるんじゃないかな。どうも今日の顔色がよくない。仲がよくない」危険が迫ってきたときには、ふと、おかしいなという危険信号みたいなものを感じることもあるということです。私には分かりませんが、そのようです。そういう体験がよくあるんだといわれます。そのとき大切なことは、すぐに安全対策に立ち上がるということです。でも、まあいいやと思ったときに事故が起きる。もしかしたらこのままではいけないなということで事故を防ぐ。このとき、かろうじて事故を起こさなかった指導者と、そうでない指導者とは、危機管理の能力が違う、と私は思っています。

4．最悪を想定し、活動の中止を恐れない。

これもブレーキの一つなんです。危ないな、おかしいなと思ったときに中止できるかどうかということです。たとえとして、よく柔道の話をするんです。柔道の畳が破れているとします。この場合、指導者がそこをよけて稽古しなさいと言いました。でも、こんなときに限って、夢中で稽古しているので足を取られて骨折やケガをすることがあります。どう対策するのがいいのか。実は畳を取り替えるのが一番いい。

「それは、なかなかできないのじゃないか」というのは、裁判では認められないんです。施設や道具が壊れているときには、いちいち文句をつけなければならない。こんなときでも裁判の判例は、最大限の努力をしたかどうか問われます。逆にいうと、施設を管理している側にとっては大変なんです。適正な施設を確保することが、安全対策であり、最悪を想定するということになるのです。

意外に普段使っている体育館とか、運動場とかは、そんなに大きい事故は起こらない。起きるときは、野外活動とか、一泊での合宿とか、違った場所に行ったときに事故が起きているんです。そんなときに、台風が来ているから、危険だから中止しようと思えるか。一年もかけて準備して、ここまでせっかく旅行してきたので、かわいそうだと思って中止しないで実行してしまう。川の中州にテントをはって、土石流で流されたなどというのが新聞に載っていました。活動の中止を恐れない。いつでも最悪を想定し、ブレーキをかけるんだということです。

5．地域の実情に応じた安全指導マニュアルを創り上げよう。

先ほど言った見えない部分。この部分は、何が危ないかを議論をしていかな

いと自分たちの実情にあった安全指導マニュアルが生まれてこない。スポーツ少年団の場合は、全国にまたがっている。新潟、北海道の場合は、雪に対する対策。沖縄は違おうだろう。だから異なる地域の実情に応じた安全指導マニュアルを創り上げよう、ということです。

6．保険に加入しよう。

事故が発生して人が死んだ場合、原状回復できない。なくなった子供を返してくれというのは不可能です。先ほどの失明の場合も医療の力及ばずということです。日本の法律は、そのような場合には最終的に金銭賠償。金銭で償えるものは償っていきこうというシステムになっています。ということは、事故が発生したときに金銭を出すことができれば、紛争の大きな部分は防げる。

その意味で保険に加入しよう。私は保険の代理人ではないので、保険の宣伝にきたわけじゃあない。皆さん方保険請求したことがありますか。あんまりしたことないですか。保険請求するということは、「いつ、どこで、なにを、どうした」ということを書かないといけないことになっています。本当に何時何分にどのように事故が発生したのか、事実を固めることが保険請求のシステムにあります。

自分が保険請求することによって、事実関係を整理することができる。これは次の〈紛争に対処する6の指針〉に役立つものですから、保険は小さいことでも請求したらどうですか、というのが私の意見です。

次に〈紛争に対処する6の指針〉に入っていきます。

1．人命救助など果たすべきことをまず果たす。

紛争関係というのは、どういう力関係なのか分かりますか。一番簡単なのは、「借金して、借金を返さない」ということ。貸した方は金返せ。借りた方はない袖は振れない、というもめ事が一番分かりやすい。つまり、借りた方は、相手の請求する権利を受けているという紛争状態です。これを請求権といいます。確かに百万円借りたけれども、昨年確かに返しましたというのが、抗弁権です。必ず権利と権利のぶつかり合いが、これが裁判の世界です。

日本人は、おぎゃあと生まれたときから、国から憲法上で保護される権利があります。子供は、親権に基づいて、24時間体制で親が面倒を見る。といっても、学校へいっている間は、親が来なくても、5、6時間ぐらいを切り取って、学校教育法によって、学校が責任を持って面倒を見ますよ、ということになっているが、原則的には、親が24時間体制で子供の面倒を見る。

先ほど請求権と抗弁権と申しました。分かりやすい話をすると、私は小田原から新幹線で、裁判のために戻ってきたんです。そのとき指定席券を持たなくて、指定席に座るといのは、なかなか不愉快です。私がそういう風に指定席に座っているとします。しばらくして新幹線が駅に停まる。乗り込んできた乗客に、「ここは私の席です」と指定席券を見せられたら、車掌が来なくても、指定席券を持っていないと、どかないといけない。「人の権利行使によって、

自分の安定した地位が覆る」これが請求権の行使です。非常に不安定です。

この前「四つ葉子供会」という所で、子供が川で死んだ事件があって、その10人ほどの指導者が、集まって何とか対処しましょうと話合っていた。その内「警察が動いているぞ。ひょっとしたら誰か逮捕されるんじゃないか」ということで、今まで結束を固めていた指導者もばらばらになった。これが世の常なんです。請求権を行使されるということは、大きな力があるということです。

<ボードに記入>

これを簡単に図に書きます。一つの紛争（トラブル）があります。この時の何か問題がある段階でよくいわれるのが「社会的非難」で、つまり、政治家などの倫理違反。その次に裁判になる。損害賠償請求されそうだとすると民事訴訟。なお逮捕されるとなると刑事事件。公務員などは、この間に行政訴訟もあります。

つまり紛争の状況というのは、必ずこういうシステムになっている。刑事事件になるような事件は、民事の損害賠償責任も負わなきゃいけない。社会的非難も受けるということになっている。重要なのは、自分が紛争、事件に巻き込まれたとき、いかにこのレベルで止まるかというのは、それぞれの事件によってみんな違う。一般的には、社会的非難を受けるわけではなく、平々凡々とすごすわけです。しかし、いったん事件に巻き込まれると、最終的には刑事事件になるということです。

もう一つ重要なのは、「過去の紛争は現在の裁判になる」という原則です。新聞なんかを見ると、5年前の事件が何で今ごろ裁判になっているんだ。3年前の贈収賄で、なぜ今ごろ捕まえられるんだ。このように過去の紛争が、現在の裁判所で裁かれるという時間差がある。この時間差があるために、もう大丈夫かなと思っているうちに摘発されるということがある。次に裁判になっていくわけです。

私は、大連に法律事務所を持っています。中国はまだ法治国家じゃないんです。今、中国は一生懸命に法治国家になろうとしている。何が違うかということ、犯人を捕まえると、あっという間に死刑判決がでて、死刑が執行される。これが、法治国家でないということです。南京で殺虫剤を混ぜた食べ物を食べさせ、人を死亡させたという事件を知っていますよね。あの犯人は、あるときから新聞などにでないと思ったら、あっという間に裁判の判決がでて、死刑が執行されてしまったんですよ。もうあっという間に終わっていたんですよ。

そうかと思うと、法治国家の日本では、オウム真理教のサリン事件などは、5年に渡っている。どうして日本では、こう長くなるのかという意見もあります。これは、法律の適用を厳格にすれば時間がかかる。そのかわり「無辜の者を救え」というのが法律の原則なものですから、無実の者が誤って死刑になることはない。

しかし、社会的な善悪は、野球の「ストライク、バッターアウト」のように、すぐに審判が判定するのが分かりやすい。中国の裁判のように、殺人を犯

した犯人は、すぐに死刑にするというのが分かりやすい。ところが日本の裁判は、時間をかけて証拠を固めて、罪を立証して、はじめて判決を下す。

私が弁護士になった頃、25年前は、裁判の期間は3年が一つの基準でした。それより判決が遅いと長い裁判、早いと短い裁判とっていました。今最高裁の方では、100パーセント2年以内に紛争を解決できるようにと言っている。裁判もこのようにシステムを変えようとしているということです。

3．事故の事実関係を把握する。

人命救助には、何を求められているかということ、事故を防ぐようにしましょうということ。子供がケガをしたとき、指導者の方々には簡単なんです。できるだけ、医者に近づけるようにすればいい。指導者が救急法で処置しながら、救急車を呼び、病院へ搬送すること。その結果医者が診ることになる。つまり、医者に近づけるようにすれば、指導者の責任は軽くなる。その代わり医者の責任は重くなりますが、それが医者の務めだから、それでいいんです。

人命救助に最善の努力をしましょう、と昔言いましたら、「触らぬ神に祟りなし」ということで、そのトラブルからは逃げた方がいいんだ、という人もいました。そういうのは、「安全配慮義務違反」ということになったりして、後で困りますよ。だから、救急活動には入った方がいいですよ、と私は言っておきました。

ここで、「事故の事実関係を把握する」に入ります。過去の紛争は現在の裁判所で裁くということだから、その当時、ビデオテープに撮っているとか、録音しているとか、写真を撮っているとかしていないことのほうが多いです。でも、過去の資料とか、証拠を固めていないと、将来裁判になったときに困りますよ。そこで、まず最初にするのは、5W1Hですか。「いつ、どこで、なにを、どうした」ということを固めることです。

3．先例を学ぶ。

先例を学ぶということは、判例を学ぶということ。ここでもスポーツの判例で、分かりやすく説明します。

この会場にスキーやられる方いらっしゃると思います。これは、北海道・ニセコのスキー場で起きた事件です。ここは、傾斜が急なスキー場です。スキー指導員の資格を持つ学生Aさんが、小回りターンで降りてくる。そのときに40代の主婦Bさんが大回りターンしてきた。お互い上級者同士です。学生Aさんが、主婦Bさんに接触事故を起こし、骨折、障害が残った。上から降りてきた学生Aさんが、安全確認を怠り事故が起きた。ということで、主婦Bさんが裁判に訴えました。一審は学生Aさん、二審は主婦Bさんが勝ったんです。

最高裁の判例は、「上にいる者が、下にいる者に注意を払わなければならない」となっているんです。新聞などでは、そう報道されています。でもそうではなかったんです。

<ボードに記入>

そのときのAさん、Bさんは、どういう位置関係だったのか説明します。実線のパターンと、点線のパターンと2通りのパターンがある。ここはコブ斜面ですから、この実線のラインの場合は、Aさんから、Bさんの動向は見えないんです。ところが、点線のラインだったら、十分に見える。これは、横から見た図です。

<このボードでの説明が続く。>

結局この事件は、最高裁から札幌高裁へ差し戻して、審議し直し、札幌高裁でAさんBさんとの間に和解が成立した。

裁判では常に、「予見可能性」と「回避可能性」があるかどうかで争われます。その中で注意義務違反があるなら、過失責任に問われます。これは、資料に書いてあるので読んでください。

次には、「故意と過失」について話します。

故意と過失については、推理小説を読んでいると「未必の故意」とか「認識ある過失」という言葉がでてきます。

未必の故意というのは、故意とは言えないけれど、なんとなく故意に近いですよということ。簡単に説明すると、包丁を持って人を刺した場合。警察が「お前が殺したのか。殺意があっただろう」というと、「私は包丁を持っていたが、殺すつもりはありませんでした」と犯人が供述する。それでも客観的事実として、人が刺されて死んでいる。このときには、故意と過失が問題になる。使った刃物が、日本刀のように長いものだと、だれでも刺せば人は死ぬとわかる。果物ナイフみたいな短いものはどうか。刺す場所、足とか、胸だったらどうか。こういうように、故意と過失は、いろいろな場合を考えていく。

スポーツのとき、必ず問題になるのは過失なんです。「ついうっかり」というのが過失です。車を運転するというのが分かりやすい。車は凶器です。でも、法律では「許された危険」ということで合法なんです。馬とか馬車の時代から、車社会になったことを認めた。しかし、ルールを守らないといけない。日本では、「車は左、人は右」アメリカは逆です。交通ルールは国によって違うが、車で人をはねてはいけないというルールは、共通です。

法律で決められた注意をしなかった、ということをして「注意義務違反」といいます。

実例をあげて説明します。高速道路は、本来、人がいないという前提で、100キロ前後のスピードで走っているわけです。高速道路を走っていて、上から人が落ちてくることもある。事故で道路上に人がいることもある。それで、はねたら本人にとっては、どうしようもないことなんです。

人にケガさせた、死亡させたときに常に100パーセント責任を負うというのは、「結果責任」です。本人の過失なく全部の責任を負わせるということなんです。日本を含めてほとんどの国では、無過失責任でなく、過失責任をとっています。どこかに注意義務違反があるかどうかで考えます。

この前、ついうっかりという車の事故が新聞に載っていました。前方注視義務違反というのですが、普通だと前を見るじゃないですか。その人は、車の内

に落ちたハンドバックを拾おうとした。普通、車の中でなくなることはないのに、ついついハンドバックを拾おうと、足元に気をとられて車をぶつけた、というんです。

注意義務違反は、「予見可能性」と「回避可能性」がないと成り立たないということになっています。スポーツの場合は、「安全配慮義務違反」といいます。つまり、安全に配慮したかどうか。一番分かりやすいのは、溺死の例です。まず水の中で人は生存できないということで、死ぬかも知れない。予見可能性があります。そのときに溺死の場合は、即死はせず、手足をばたばたさせて、周りに知らせる。または助け上げたり、人工呼吸をすれば助かるという回避可能性がある。これを、長いこと潜らせるとか、溺れているのを助けないとか、いうことで過失責任がでてきます。安全配慮義務違反というレベルがだんだん上がっていきます。

最近パニック症候群というのがあって、ばたばたしないうちに、突然おぼれてしまうこともある。突然死というのは、どんなに回避しようと思ってもなかなかできないとお医者さんの談話がでていました。でも通常の場合には、回避可能性、予見可能性が十分あるから、安全配慮義務を守りましょうということになっています。

4 . 説得と論証。

トラブルに巻き込まれたときに、自分の主張が正しいと説得できなければいけない。それをビデオ、写真、証人などを通じて、立証できなければ、裁判は負ける。これが、説得と論証ということです。

これについて、中国の瀋陽（しんよう）の日本領事館へ北朝鮮の人たちが駆け込んだ事件を知っていますか。私は大連に事務所あります。近いのでよく知っています。

あのとき、ビデオでは日本の方が優勢だと思っていたが、中国側の報道官が、一生懸命に、実は違う事実がある、それだけの問題じゃないということで、事実を次々とだしてくる。するとなんとなく、日本の外務省の旗色が悪くなっていく。これが現実の国際社会のルールなんですね。

結局は、いかに完全な説得と論証を相手にぶつけることができるか、ということなのです。

5 . 仲間・父母後援会の信頼を得る。

これは、身近な人々を自分が正しいと説得できないと成り立たない。生徒がケガした。ご両親がいらっしゃる。そこにスポーツ少年団の会長がいるわけです。そのとき、ご両親が「どうしてこんなことになったんですか」と聞いたとき、会長が、「私は現場にいなかったから分からない」と言っちゃいけない。すぐに事実関係を調べて、ご両親に報告しなければならない。実は、直接指導者に聞いたら、A君とB君は仲が悪くてケガしたみたいです。というご両親は安心するんです。会長が「現場にいなかったから分からない」というのは簡

単です。でもそれは、誰も面倒を見ていなかったと自白するようなものです。相手の不信を招き、信頼関係を損ねてしまいます。

常日頃信頼関係があると、最終的にうちの子供も悪かったと思ってくれる。逆に、あの先生またやったのかと思われるか。それだけに仲間・父母後援会の信頼関係を築くことが、紛争の解決には大事なことになっています。

6．自己の行動に正しいという確信を持つ。

時間がなくなってきたので、簡単にいいます。自己の行動に正しいという確信を持つ。別に法律問題とは何の関係もないが、これは本当に大事なことです。

昔、昭和の巖窟王と呼ばれた人がいます。自分は無罪だと主張して、何十年も頑張って、再審請求で復活した人です。自分は正しいということを確信していないと、誰も信用しない。誰も助けることはできないということです。

まず身近な人に自分はミスしたかも知れない。でも指導法は正しいかたと説明できるかどうか。正しいという確信を持てるかどうかで決まります。ということで、常日頃の信頼関係を築けるかどうかで決まります。